

(3) 不良・不適格業者の排除及び適正な施工を確保するための方策

不良・不適格業者を排除し適正な施工を確保するため、次に掲げる措置を行う。

①建設業許可の審査の強化

建設業許可申請（更新申請を含む）の書類審査で許可要件等に疑義のある業者に対して立入り検査を実施する。

②経営事項審査申請の審査の強化

経営事項審査申請の審査において、完成工事高や技術職員数の確認のため、契約書等及び健康保険、雇用保険関係書類又は住民税特別徴収税額通知書を提示、又、決算変更届時の確定申告書を照合するなど確認書類の強化を行い、経営事項審査申請の審査のより一層の適正化を図る。

なお、疑義のある場合の立入り検査についても、強化、徹底し、継続実施する。

③建設業法上の処分の強化

一括下請負、施工体制台帳作成違反業者の処分、処分業者のインターネットでの公表、処分基準の見直しなど建設業法（昭和24年5月24日法律第100号）上の処分を強化する。

④審査及び立入り検査体制の強化

建設業許可申請及び経営事項審査申請の審査の強化、建設業法上の処分の強化を図るため、審査及び立入り検査体制を強化する。また、立入り検査及び建設業法上の処分の際の警察との連携を強化する。

《大阪府の建設業の許可業者数の動向》

	10年度	11年度	12年度
知事許可	48,294	49,933	47,852
大臣許可	1,502	1,522	1,509
合計	49,796	51,455	49,361

《大阪府の経営事項審査申請者数の動向》

	10年度	11年度	12年度
知事許可	9,529	10,106	9,953
大臣許可	1,075	1,100	1,070
合計	10,604	11,206	11,023

《大阪府の建設業法上の処分の実績》

	取消	営業停止	指示	合計
11年度	33	4	15	52
12年度	16	29	19	64

《建設業許可》請負代金が5百万円（建築一式工事は1.5千万円）以上の工事を施工する場合は、建設業の許可が必要。

1 都道府県の区域にのみ営業所を設置する場合は、知事の許可が、複数の都道府県に営業所を設置する場合は、国土交通大臣の許可が必要。経営業務管理責任者、専任技術者、財産的基礎等の条件が必要。

《経営事項審査》公共工事の入札に参加する建設業者の経営規模（工事完成高等）、技術力（技術者数）等の企業力を審査する制度。全国一律の基準で審査され、項目別に点数化された客観的な総合評点は、入札参加者の格付けの際の客観点となる。

《建設業法上の処分》指示処分、営業停止処分、許可の取消処分がある。

⑤入札参加資格の取消し（最長２年間付与しない）（再掲）

⑥指名停止要綱の改正及び措置の強化（再掲）

⑦指名停止業者名、期間、理由等の積極公表（再掲）

⑧損害賠償予約条項及び契約解除権の明記（再掲）

⑨低入札価格調査の強化

著しい低価格入札は、工事の手抜き、下請けへのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底につながりやすいことから、低入札価格調査において、下請業者の見積り書の提出を求めるなど、調査内容を強化する。また、低入札価格調査基準価格未満の価格で入札する者に対して、入札時にその価格で入札する根拠となる資料の提出を求めるなど、低入札価格調査内容の強化と調査の迅速な実施を図る。

⑩施工体制台帳の整備及びチェックの強化、現場施工体制の点検の強化等

発注者支援データベース・システム等による技術者の現場専任制のチェック、施工体制台帳、施工体系図のチェックの徹底、施工体制把握要領の策定・公表及び要領に基づく現場施工体制の点検の強化を図る。特に、建設業法施行規則（昭和２４年７月２８日建設省令第１４号）の改正により、本年１０月１日から、施工体制台帳の下請通知書の添付書類として全ての下請契約書（金額入り）の写しの提出が義務付けられたことから、施工体制台帳の整備及び内容のチェックを強化する。

⑪積算内訳書の提出の完全実施（再掲）

⑫工事完了検査の改善等

透明性・客観性の一層の向上と、不良・不適格業者を排除し適正な施工を確保するため、検査要領、工事成績評定要領を改正し、公表する。また、工事成績点を受注者に通知するとともに公表する。実績評価型指名競争入札の導入等、工事成績点を業者選定等において活用する。

⑬建設業許可行政庁、公正取引委員会等との連携強化（再掲）

⑭注者相互の連絡、協調体制の更なる強化

不良・不適格業者の排除、現場における適正な施工体制を確保するため、建設業者の過去の工事实績、保有する技術者、施工状況の評価に関する情報等各発注者が保有

《施工体制台帳》特定建設業者は一定の建設工事について、下請企業とその技術者や下請工事の内容等を記載した施工体制台帳を作成し発注者に提出しなければならない。

《施工体系図》各下請の施工の分担関係を表示した図表。

《発注者支援データベース・システム》（財）日本建設情報総合センターが保有する工事实績情報と（財）建設業技術者センターが保有する監理技術者資格情報や技術者専任確認情報を一体化したデータベース・システム。

する具体的な情報を相互に交換するなどの発注者相互（国、都道府県、市町村）の連絡、協調体制の更なる強化について、今後、必要な検討を行う。